

特別定額給付金について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、町民1人あたり10万円を給付する特別定額給付金事業を下記のとおり実施します。

給付対象者および受給権者

給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、養老町の住民基本台帳に記録されている人です。
また、受給権者は、給付対象者の属する世帯主となります。

給付金の申請方法

給付金の申請は、感染症防止のため郵送申請方式もしくはオンライン申請方式を基本とします。給付金の申請書は、5月19日(火)に世帯主宛に郵送済みです。(オンライン申請した人は、郵送での申請は行わないでください。オンライン申請済以外の人で、申請書が届いていない人はご連絡ください)

提出書類

- ①特別定額給付金申請書
- ②添付書類貼り付け用紙(下記書類を貼り付けてください)
 - 本人確認書類 ・顔写真のあるもの1種類の写し(運転免許証、マイナンバーカードなど)
または、顔写真のないもの2種類の写し(健康保険証、年金手帳など)
 - 振込先口座がわかる書類 ・通帳(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる部分)の写し
・キャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

※原則世帯主申請になりますが、やむを得ず代理申請をする場合は、申請書の代理申請欄に世帯主の署名・押印にて特別定額給付金の申請・請求および受給の委任を受け、①、②の提出書類に加え下記書類の提出をしてください。

- ・世帯主および代理人の本人確認書類
- ・戸籍謄本など申請する世帯の世帯主との続柄がわかる書類(別世帯の場合のみ)

給付金の受取

給付金は、原則申請者の本人名義の銀行口座へ振り込みます。受理した申請書の内容を確認し、添付書類等不備がなければ順次支払いを行います。

申請期限

8月31日(月)消印有効

問 総務課 ☎32-1101

子育て世帯への給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」(国制度)および「子育て世帯等応援給付金」(町独自制度)を支給します。

○給付金の支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

支給対象者	令和2年4月分の児童手当の受給者 (特例給付の人は対象外)
対象児童	児童手当の令和2年3月分の対象児童
給付額	対象児童1人につき2万円 (国制度：1万円 町独自制度：1万円)
申請方法	原則申請不要 (支給を希望しない場合のみ届出が必要)
支給時期	6月末(予定)
支給方法	児童手当と同じ口座へ振込

※公務員の人は申請が必要となりますので、勤務先で確認のうえ、住所地へ申請してください。

子育て世帯等応援給付金(ひとり親世帯向け)のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援する取組の一つとして、町独自制度の「子育て世帯等応援給付金(ひとり親世帯向け)」を支給します。

○給付金の支給を受ける場合は、案内とは別に送付される申請書の提出が必要です。送付される申請書に必要な事項を記入のうえ、下記の期日までにご提出ください。

支給対象者	令和2年3月分の児童扶養手当の受給者・令和2年4月分の児童扶養手当が受給決定した人(支給停止の人、児童扶養手当を申請していない人は対象外)
対象児童	児童扶養手当の対象児童と同じ
給付額	対象児童1人につき1万円
申請および支給時期	初回期日：6月12日までに申請書提出 →6月末支給(予定) ※初回期日以降の提出となる場合は、 随時受付・支給します
支給方法	申請書を提出後、原則、児童扶養手当を受給している口座に振込

問 子ども課 ☎32-5078